

特定非営利活動法人One Seed

定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人One Seedという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都港区虎ノ門三丁目18番6号朝日虎ノ門マンション614号室に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、児童養護施設の子どもたち及び職員を対象として、自立支援サポートプログラムの実施による自立支援、企業訪問・学校見学・職業体験ツアー等の開催による社会教育、児童養護に関する普及啓発活動に関する事業を行い、子どもたちの心身の健やかな成長を支援するとともに広く企業や地域社会へ働きかけることで、青少年が心身ともに健康で夢と生きがいをもって暮らせる社会の実現を目指し、もって社会に貢献することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動
- (4) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 児童養護施設等の子どもに対する教育支援及び自立支援事業
- (2) 児童養護施設等の子ども及び職員に対する情報提供及び交流促進事業
- (3) 退所した子どもたちのアフターケア事業
- (4) イベント、セミナーの企画、開催及び運営事業
- (5) 児童養護に関する業務支援及びコンサルティング事業
- (6) 児童養護及び社会貢献活動に関する普及啓発事業
- (7) その他目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(種 別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、評議員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 評議員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体

(入 会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。
- 3 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 理事長は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。
ただし、納入された入会金及び会費は返還しない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退 会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第3章 役員

(種別及び定数)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上
- (2) 監事 1人以上
- 2 理事のうち1人を理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長は、理事会において選定する。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、任期満了前に、総会において後任の役員が選任された場合は、当該総会が終結するまでを任期とする。また、任期満了後、後任の役員が選任されていない場合は、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解 任)

第17条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 会 議

(種 別)

第19条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第20条 総会は、評議員をもって構成する。

(総会の権能)

第21条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 事業計画及び予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員の選任及び解任
- (7) 役員の職務及び報酬
- (8) 入会金及び会費の額
- (9) 資産の管理の方法
- (10) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第47条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (11) 解散における残余財産の帰属
- (12) 事務局の組織及び運営
- (13) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第22条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。

(2) 評議員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。

(3) 監事が第14条第5項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第23条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第24条 総会の議長は、その総会に出席した評議員の中から選出する。

(総会の定足数)

第25条 総会は、評議員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第26条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、緊急の場合については、総会出席者の2分の1以上の同意により議題とすることができる。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した評議員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は評議員が、総会の目的である事項について提案した場合において、評議員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(総会での表決権等)

第27条 各評議員の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない評議員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の評議員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した評議員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 やむを得ない理由により総会の場に来られない評議員は、ネットワーク機器の接続によるオンライン会議システム(発言等の情報伝達の双方向性及び即時性が確保されているものに限る。以下同じ。)によって、総会に出席し、表決することができる。

5 総会の議決について、特別の利害関係を有する評議員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 評議員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合、又は、オンライン会議システムによる出席者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人が、記名押印又は署名しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、評議員全員が書面又は電磁的記録による同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日及び評議員総数
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(理事会の構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第30条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第31条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第32条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第33条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第34条 理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会での表決権等)

第35条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 やむを得ない理由により理事会の場に来られない理事は、ネットワーク機器の接続によるオンライン会議システム(発言等の情報伝達の双方向性及び即時性が確保されているものに限る。以下同じ。)によって、理事会に出席し、表決することができる。
- 5 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第36条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合、又は、オンライン会議システムによる出席者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。

第5章 資 産

(資産の構成)

第37条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第38条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第39条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第6章 会 計

(会計の原則)

第40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計の区分)

第41条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

(事業年度)

第42条 この法人の事業年度は、毎年10月1日に始まり、翌年9月30日に終わる。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第47条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）

第48条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した評議員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する次の事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る。）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く。）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。）
- (10) 定款の変更に関する事項

2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

（解 散）

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 評議員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、評議員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

3 第1項第2号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第50条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

（合 併）

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において評議員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPOポータルサイト（法人入力情報欄）において行う。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第53条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

(職員の任免)

第54条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第55条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第10章 雑 則

(細 則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長	工 藤 理 恵
理 事	藤 崎 忍
理 事	赤 松 茂
監 事	武 井 哲 也
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和10年11月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第42条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和9年9月30日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金 評議員(個人・団体)2,000円 賛助会員(個人・団体)無し

(2) 年会費 評議員(個人・団体)3,000円 賛助会員(個人・団体)1口3,000円(1口以上)

以 上

役員名簿（役員名簿及び役員のうち報酬を受ける者の名簿）

特定非営利活動法人 One Seed

1 確認事項（法第20条及び第21条を確認の上、チェックを入れてください。）

- ☒ 以下の役員には、欠格事由者が含まれません。（法第20条関係）
- ☒ 各役員について、親族の規定に違反していません。（法第21条関係）

2 役員一覧

	役名	(フリガナ) 氏名		報酬の有無	役職名等
1	理事	外ウ リエ		無	理事長
		工藤 理恵			
2	理事	フジサキ シノブ		無	
		藤崎 忍			
3	理事	アカマツ シゲル		無	
		赤松 茂			
4	監事	タケイ テツヤ		無	
		武井 哲也			
5					
6					
7					
8					
9					
10					

令和8年度

事業計画書

特定非営利活動法人 One Seed

1 事業実施の方針

令和8年度は都内及び神奈川県、千葉県で新たな訪問施設を3施設展開する。

月1ボランティア訪問に伴うボランティア登録、支援企業開拓や個別に必要な企画を行っていく。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【 3,873 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
(1)児童養護施設等の子どもに対する教育支援及び自立支援事業	自立支援サポート「みんなチャレ」開催	6月、10月、2月 (3回)	神奈川県 1施設	3人	対象となる中学3年生～高校3年生	8人 ×1施設 ×3回	252
(1)児童養護施設等の子どもに対する教育支援及び自立支援事業	企業訪問ツアー、職業体験、学校見学ツアー開催	8月 または 12月 (1回)	神奈川県 1施設	4人	対象となる中学3年生～高校3年生	8人 ×1施設 ×1回	336
(2)児童養護施設等の子ども及び職員に対する情報提供及び交流促進事業	月1ボランティア訪問、現施設様含め4施設の子ともたちと信頼関係構築	毎月1回 (48回)	神奈川県 2施設、 都内 1施設、 千葉県 1施設	3人	各施設の子ともたち	20人 ×4施設 ×毎月	2,112
(3)退所した子どもたちのアフターケア事業	『ずっと応援団』LINE公式アカウント構築	常時	限定無	3人	退所した子どもたち	不特定多数	0
(4)イベント、セミナーの企画、開催及び運営事業	アメフト観戦招待、国立競技場ハーフリレーマラソン参加企画及び開催	年2回	都内近郊	30人	参加希望の子どもたち	20人 ×2回	473
(5)児童養護に関する業務支援及びコンサルティング事業	クリスマスのお菓子寄贈(2025年実績6施設319人)	10月～12月 (1回)	茨城県 都内 神奈川県 京都府	32人	6施設の子ともたち	350人	400
(6)児童養護及び社会貢献活動に関する普及啓発事業	活動報告会、講演会 ボランティア募集説明会の実施	年3回	都内近郊	10名	希望する方 全て	20人 ×3回	300

1施設あたり工藤の往復交通費+宿泊費として30,000円、ボランティア交通費1名あたり2,000円。

月1ボランティア備品など1施設10,000円、みんなチャレ備品など1施設50,000円、企業訪問ツアーはマイクロバス代など1回300,000円計算

令和9年度

事業計画書

特定非営利活動法人 One Seed

1 事業実施の方針

令和9年度は既存の訪問施設に加え都内及び神奈川県、千葉県で新たな訪問施設を1施設展開する。
月1ボランティア訪問に伴うボランティア登録、支援企業開拓や個別に必要な企画を行っていく。
企業訪問、学校見学は対象施設を増加させる。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【 5,917 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
(1)児童養護施設等の子どもに対する教育支援及び自立支援事業	自立支援サポート「みんなチャレ」開催	6月、10月、2月 (3回)	神奈川県 1施設 他1施設	6人	対象となる 中学3年生～ 高校生3年生	8人 ×2施設 ×3回	540
(1)児童養護施設等の子どもに対する教育支援及び自立支援事業	企業訪問ツアー、職業体験、学校見学ツアー開催	8月 または 12月 (1回)	神奈川県 2施設、 都内 1施設、 千葉県 1施設	4人	対象となる 中学3年生～ 高校生3年生	8人 ×4施設 ×1回	1,344
(2)児童養護施設等の子ども及び職員に対する情報提供及び交流促進事業	月1ボランティア訪問、 現施設様含め4施設の 子どもたちと信頼関係構築	毎月1回 (60回)	神奈川県 2施設、 都内 2施設、 千葉県 1施設	4人	各施設の 子どもたち	20人 ×5施設 ×毎月	2,760
(3)退所した子どもたちのアフターケア事業	『ずっと応援団』LINE 公式アカウント構築	常時	限定無	5人	退所した 子どもたち 全て	不特定 多数	0
(3)退所した子どもたちのアフターケア事業	退所後の子どもたちとの 交流会実施	年2回	神奈川県内	3人	参加の希 望の子ども たち	6人 ×2回	100
(4)イベント、セミナーの企画、開催及び運営事業	アメフト観戦招待、国立 競技場ハーフリレーマラ ソン参加企画及び開催	年2回	都内近郊	30人	参加の希 望の子ども たち	20人 ×2回	473
(5)児童養護に関する業務支援及びコンサルティング事業	クリスマスのお菓子寄贈	10月～ 12月 (1回)	茨城県 都内 神奈川県 京都府	32人	6施設の 子どもたち	350人	400
(6)児童養護及び社会貢献活動に関する普及啓発事業	活動報告会、講演会 ボランティア募集説明会 の実施	年3回	都内近郊	10名	希望する 方全て	20人 ×3回	300

令和8年度 活動予算書（その他事業がない場合）

特定非営利活動法人 One Seed

(単位:円)

科 目		金 額	小計・合計
【A】 経 常 収 益			
1 受取会費			370,000
評議員受取会費 (入会金2,000・年会費3,000円×14名)		70,000	
賛助会員受取会費 (年会費3,000円×100口)		300,000	
2 受取寄附金			4,000,000
受取寄附金 (賛助企業10万円×40社)		4,000,000	
施設等受入評価益			
3 受取助成金等			0
受取補助金			
4 事業収益			0
事業収益			
事業収益			
5 その他の収益			0
受取利息			
経 常 収 益 計			4,370,000
【B】 経 常 費 用			
1 事業費			0
(1) 人件費			
給料手当		0	
役員報酬		0	
退職給付費用		0	
福利厚生費		0	
(2) その他経費			3,873,000
会議費		395,000	
旅費交通費		2,358,000	
施設等評価費用		0	
減価償却費		0	
印刷製本費		0	
消耗品費		1,080,000	
支払手数料		40,000	
事業費計			3,873,000
2 管理費			0
(1) 人件費			
役員報酬		0	
給料手当		0	
退職給付費用		0	
福利厚生費		0	
(2) その他経費			237,760
消耗品費		0	
水道光熱費		0	
通信運搬費		36,000	
地代家賃		54,000	
旅費交通費		0	
減価償却費		0	
支払手数料 (弁護士、税理士)		147,760	
管理費計			237,760
経 常 費 用 計			4,110,760
当期経常増減額 【A】－【B】・・・①			259,240
【C】 経 常 外 収 益			
固定資産売却益		0	
過年度損益修正益		0	
経 常 外 収 益 計			0
【D】 経 常 外 費 用			
固定資産売却損			
災害損失			
過年度損益修正損			
経 常 外 費 用 計			0
当期経常外増減額 【C】－【D】・・・②			0
税 引 前 当 期 正 味 財 産 増 減 額 ①+②・・・③			259,240
法人税、住民税及び事業税・・・④			70,000
前期繰越正味財産額・・・⑤			
次 期 繰 越 正 味 財 産 額 ③-④+⑤			189,240

令和9年度 活動予算書（その他事業がない場合）

特定非営利活動法人 One Seed

(単位：円)

科 目		金 額	小計・合計
【A】 経 常 収 益			
1 受取会費			642,000
評議員受取会費 (年会費3,000円×14名)		42,000	
賛助会員受取会費 (年会費3,000円×200口)		600,000	
2 受取寄附金			6,000,000
受取寄附金 (賛助企業10万円×60社)		6,000,000	
施設等受入評価益			
3 受取助成金等			0
受取補助金			
4 事業収益			0
事業収益			
事業収益			
5 その他の収益			0
受取利息			
経 常 収 益 計			6,642,000
【B】 経 常 費 用			
1 事業費			0
(1) 人件費			
給料手当		0	
役員報酬		0	
退職給付費用		0	
福利厚生費		0	
(2) その他経費			5,917,000
会議費		495,000	
旅費交通費		4,032,000	
施設等評価費用		0	
減価償却費		0	
印刷製本費		0	
消耗品費		1,350,000	
支払手数料		40,000	
事業費計			5,917,000
2 管理費			0
(1) 人件費			
役員報酬		0	
給料手当		0	
退職給付費用		0	
福利厚生費		0	
(2) その他経費			273,760
消耗品費		0	
水道光熱費		0	
通信運搬費		72,000	
地代家賃		54,000	
旅費交通費		0	
減価償却費		0	
支払手数料 (弁護士、税理士)		147,760	
管理費計			273,760
経 常 費 用 計			6,190,760
当期経常増減額【A】－【B】・・・①			451,240
【C】 経 常 外 収 益			
固定資産売却益		0	
過年度損益修正益		0	
経 常 外 収 益 計			0
【D】 経 常 外 費 用			
固定資産売却損			
災害損失			
過年度損益修正損			
経 常 外 費 用 計			0
当期経常外増減額【C】－【D】・・・②			0
税引前当期正味財産増減額①+②・・・③			451,240
法人税、住民税及び事業税・・・④			70,000
前期繰越正味財産額・・・⑤			189,240
次期繰越正味財産額③－④+⑤			570,480

特定非営利活動法人One Seed 設立趣旨書

私が17年前、事情を知らずボランティア訪問した先が児童養護施設でした。近所にいる子どもたちと何ら変わらない笑顔で接してくれた子たちの施設在所以由の大半が「虐待」で、今日一日を生きることには精一杯と知り衝撃を受けました。そしてなにかできることはないか考え、まずXmasのお菓子寄贈から始め、寄贈先の施設の協力を賜り、現場を知るべく2023年1月から月1回ボランティア訪問させていただいたことが活動のスタートです。

その中で、18歳で退所し社会に出た後、金銭の管理ができず生活に苦しんでいる子が多いことを知りました。退所に向け行政や各施設様で自立に対する教育をされているのに、なぜだろう？と自分に置き換えて考えた時に「教える側と学ぶ側の視点に乖離がある」ことに着眼しました。社会的に必要な知識を教えても、学ぶ側に自立の意識がない・不安が大きければ意味がないと。さらに子どもたちの視点で自立を意識できる形で、必要な時に「これ学んだかも」と思い出したら成功！と考え、知識を楽しみつつ学んでもらえたら乖離が埋められるのではないかと仮説を立てました。そこで、月1ボランティア訪問先の施設の協力を得て児童養護施設の子どもに対する教育プログラムを実施しました。

具体的には、「みんなでチャレンジ！楽しく学ぼうプログラム（略：みんチャレ）」という名のお金、進路、生活に関することを中心にした長期自立支援サポートプログラムです。2024年12月・2025年2月にトライアルを開催したところ、施設職員・子どもたちから「自立に対する不安が軽減される」「先の未来にワクワクした気持ちになる」等、好評をいただきましたので、2025年10月一般社団法人One Seedを設立し、月1回の活動を継続しております。プログラム内容は、必要と考える項目を施設で選択してもらい、現在は「お金の勉強」「進学・就職について」「料理」「自己肯定感について」を開催しており、講師は活動理念に賛同いただける適任者に直接依頼し、課題に対して子ども視点で独自プログラムを作成していただき開催しております。試行錯誤しながら2年目を迎えておりますが、月1ボランティア訪問で信頼関係を築いた上で自立支援サポート「みんチャレ」は施設内で行うことで、現在は対象者外の小学生も「参加したい！」と言っていたできるようになり、さらに、多くの個人や企業より、ボランティア参加や賛助会員加入の申出、相談、問い合わせをいただけるようになりました。

しかしながら、一般社団法人形態では活動内容の透明性、財務の透明性の面から参加を躊躇する方が多く、また営利団体と誤認されることもあり、社会課題解決のための法人であるにもかかわらず社会的信用を得ることができないため、他の児童養護施設で開催することにもハードルが存在します。そこで、法人としての透明性を確保し、活動に賛同してくださる誰もが参加できる団体である特定非営利活動法人となることを決意しました。

特定非営利法人になった暁には、さらに訪問施設を広げると共に、必要としている施設及び地域の子どもたちにも広められる仕組みを構築したいと考えております。そして、全ての子どもたちの肖像権など法律遵守の上で活動内容を情報公開することで、子どもたちの支援、そして子どもたちを温かく見守る地域社会の実現を目指しております。

申請に至るまでの経緯

- 2018年12月 個人で児童養護施設3施設様にXmasのお菓子寄贈を開始
- 2023年1月 神奈川県 強羅暁の星園に月1ボランティア活動開始
- 2024年8月 活動に協力いただけるチーム「みんチャレ」発足
- 2024年12月 「みんなでチャレンジ！楽しく学ぼうプログラム（みんチャレ）」トライアル開始
- 2025年6月 みんチャレ本スタート
- 2025年10月 一般社団法人One Seed発足。法人にて活動を継続。
- 2026年7月 特定非営利活動法人One Seedの設立を有志で確認
- 2026年8月 特定非営利活動放任One Seedの設立総会開催

2026年8月28日

設立代表者

氏名 工藤 理恵